

記載事項変更

目的	氏名や本籍の都道府県名等パスポートに記載されている身分事項に変更があったとき	
必要書類		
一般旅券発給申請書(記載事項変更用)	1通	平成28年1月4日以降、「ダウンロード申請書」が使用可能。
写真 (縦45mm×横35mm)	1葉	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前6か月以内に撮影されたもの。 ・無帽で正面を向いたもので、頭頂からあごまでが34±2mmであるなど申請書に記載されている規格を満たしていること。
有効な滞在資格を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・長期滞在者:ビザ(I-94又はI-20等) ・永住者:グリーンカード ・米国との二重国籍者:出生証明書又は米国パスポート等 	
有効な日本のパスポート	返納いただき失効処理を行った後に返却します。	残存有効期間は返納したパスポートと有効期間満了日が同一のパスポートを新たに発給
記載事項に変更が生じた事実を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ①氏名、本籍を変更した場合 変更後の戸籍謄本又は抄本 1通(6か月以内に作成されたもの) ②外国人との婚姻により戸籍の氏を変更した場合や別名を併記する場合: 変更後の戸籍謄本又は抄本 1通(6か月以内に作成されたもの) 英文の婚姻証明書 1通 	

以上の書類の他、審査過程において追加書類の提出が必要な場合や書類の再提出を求める場合があります。

●申請(未成年者(20歳未満の未婚者)が申請する場合)

- ・申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者(父母又はそのいずれか一方)又は後見人が必ず署名してください。
- ・親権者又は後見人が遠隔地に在住し、申請書に署名ができない場合には、親権者本人又は後見人の署名のある同意書を提出してください。
- ・申請可能なパスポートは、20歳未満であれば、5年間有効なパスポートの申請になります(10年間有効なパスポートは20歳以上)。
- ※12歳未満は、発給手数料が減額。年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)に基づく。年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となり、手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

●申請書の代理提出について

- ・申請者が配偶者、二親等以内の親族、その他の代理人に依頼して申請書を提出する場合においても、申請書に申請者本人が記入しなければならない事項があるので、本人記入の上、パスポート申請に必要な書類とともにパスポート申請を行ってください。
- ・代理人についても、本人確認書類が必要となりますので、持参してください。
- ・代理人による申請書提出を行った際、パスポート申請窓口において、申請者本人による確認を求められる場合には、申請者本人が窓口に向向いてください。

●受領 ※受領日の目安は、申請日から1週間程度(5開館日)

- パスポートは、発行日から6か月以内に、次を持参の上、**本人が必ず交付(申請)窓口**に向向ってください。
- ・申請の時に渡された受理票(受領証)
- ・手数料(現金でお釣りがないようにお支払いください)

照会先: 在アンカレジ領事事務所 電話: (907)562-8424 Email: ryouji-ak@se.mofa.go.jp

手数料: http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/ryoji/ryoji_top.htm

参考: http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_2.html